

会 議 録

会 議 名		亀岡市男女共同参画審議会		
担 当 課		生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係		
開催日時		令和6年8月26日（月） 午前10時～正午		
開催場所		市役所2階202・203会議室		
出席者	委 員	12人		
	そ の 他	0人		
	事 務 局	6人		
公開の可否		☒ 可 ☐ 一部不可 ☐ 不可	傍聴者数	0人
公開の一部不可及び不可の理由				
会議次第		1 開会 2 委嘱状交付（新任委員） 3 市長挨拶 4 委員及び事務局の紹介 5 亀岡市男女共同参画審議会について （1）会長、副会長について （2）苦情処理部会について （3）進行管理部会について 6 議題 （1）「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」の実施について （2）ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～ 前期実施計画 2023（令和5）年度実施状況報告について 7 閉会		

【会議資料】

- ・資料1 亀岡市男女共同参画条例・施行規則
- ・資料2 会議の公開及び会議録の作成等の取扱いについて
- ・資料3 苦情処理のフロー図
- ・資料4－1 「2024(令和6)年度男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」概要
- ・資料4－2 「2024(令和6)年度男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」調査票(案)
- ・資料5－1 ゆう・あいプラン2021前期実施計画の実施状況報告・成果指標について
- ・資料5－2 ゆう・あいプラン2021前期実施計画2023(令和5)年度実施状況報告
- ・資料5－3 ゆう・あいプラン2021前期実施計画成果指標

(参考資料)

- ・ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～
- ・ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～ ダイジェスト版

【概要】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
 - ・ 桂川市長から新委員に委嘱状を交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局の紹介
 - ・ 各委員順番に自己紹介
 - ・ 事務局職員の紹介
- 5 亀岡市男女共同参画審議会について

司 会：次第5、審議会について事務局から説明いたします。

事 務 局：お手元の資料2「会議の公開、会議録作成の取扱い」をご覧ください。

この審議会は、亀岡市男女共同参画条例第19条に規定しておりますとおり、男女共同参画に関する重要な事項を調査、審議いただくために、2003（平成15）年5月2日から設置しております。

この審議会で審議された内容につきましては、原則公開といたします。会議録については後日、市民情報コーナー及び亀岡市ホームページで公開することとなりますのでご承知おき願います。

ただし、会長、部会長が必要と認めたときは、会議に諮り、非公開とすることができるとなっております。

司 会：本審議会第10期につきましては、会長を杜 恵美子（もり えみこ）委員に副会長を、中村 正（なかむら ただし）委員にお願いしております。

引き続きよろしくお願いいたします。

これ以降の議事につきましては、条例施行規則第9条第1項に基づき、社会長にお願いいたしますが、基本的な進行は事務局の平野が行います。

事 務 局：それでは、次第に基づき、進めさせていただきます。次第5の（2）「苦情処理部会」について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：苦情処理部会について、説明させていただきます。

条例16条の各項及び条例施行規則に定めております。

お手元の資料3「苦情処理のフロー図」を御覧ください。

この「男女共同参画審議会」には「苦情処理部会」を備えております。

苦情処理システムとは、市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるとき、市民や事業者等は、市長に申し出をすることが出来る制度でございます。

申し出を受けた市長は、この審議会の意見を聞き、適切な措置を講じます。「苦情処理部会」は、申し出事項に関する調査等を実施し、その結果を審議会に報告する機関でございます。

委員の選出につきましては、亀岡市男女共同参画条例施行規則第10条第2項に規定しているとおり、会長が指名することとなっております。

当審議会には、苦情処理部会を設置しており、現在、植田委員、河原委員、里内委員、中村副会長、廣瀬委員となっております。

選出団体の役員等改選により交代となりました、湊委員の後任者として玉記委員にお願いいたします。

部会長については、中村副会長、職務代理者については廣瀬委員となっております。

事務局：次に、次第５（３）進行管理部会について事務局から説明をお願いします。

事務局：進行管理部会について、説明させていただきます。

ゆう・あいプラン２０２１～亀岡市男女共同参画計画～を着実に推進し、その効果を上げていくために、毎年度の計画の推進状況を把握、その効果を評価し、結果に基づく必要な見直しを行うなどの進行管理を行うこととしております。各施策担当課がそれぞれの事業実績を自己評価し、その結果を男女共同参画審議会が分析して計画の推進状況を総合的に評価するとともに、各事業に更なる男女共同参画の視点を加えることができるよう改善策を提言する部会を設置しております。

当審議会には、進行管理部会を設置しており、現在、社会長、安藤委員、大西委員、川勝委員、松井委員、となっております。

選出団体の役員改選等により交代となりました、堀下委員の後任者として大津委員、中川委員の後任者として平松委員にお願いいたします。

部会長については、社会長、職務代理者については川勝委員となっております。

６ 議題

事務局：次の、議題に入らせていただきます。

それでは、議題（１）の「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」について、説明させていただきます。

資料４－１をお願いします。

調査の目的は、「ゆう・あいプラン 2021～亀岡市男女共同参画計画～」の上半期を検証し、今後の施策の方向性を示すため、市民意識調査を実施することによって、男女共同参画における啓発の普及度、また啓発方法や展開している事業の課題等を把握をするために行うものでございます。

調査時期は、令和６年１１月頃に「亀岡市人権基本計画策定に向けた市民意識調査」と併せて実施する予定をしております。

今回、「亀岡市人権基本計画策定に向けた市民意識調査」と併せて実施する為、設問数が多くなるのを防ぐため、設問を一定数削ることとしております。

また、同時に設問内容も、新しい人権の状況を反映し、アップデートしております。設問内容について、御意見を頂ければと思います。

調査対象は、亀岡在住の１８歳以上の市民２，０００人を対象に郵送で調査票を送付し、返信用封筒により回収する方法、または、調査票に記載されているＱＲコードを読み取り、スマートフォンを使用して回収する方法により実施します。

設問につきましては、平成２６年度、令和元年度に実施した内容のうち、ゆう・あいプラン２０２１や第５次亀岡市総合計画にかかわる設問は、原則、そのまま実施する予定でございます。

それらの、ゆう・あいプラン２０２１や第５次亀岡市総合計画、また、男女共同参画に関する国、府の調査に、該当する設問には、削れないとの判断から、赤の「必須」マークを付けております。

そして、回答に迷いが生じる箇所や、この5年の間に施行された法律や、よく取り上げられるようになった言葉などを追加修正しております。

お手元の実態調査（案）について、変更箇所等については赤字などで記載しております。

これらの今回の実態調査（案）について、ご意見を頂ければと思います。

それでは、個々の変更内容等につきまして、ご説明させていただきます。

資料4－2の2ページをお願いします。

まず、2ページの問1・2につきましては、調査についての基本的な項目になりますので、残しております。問3につきましては、近年ライフスタイルの多様性から、また、調査にあまり必要性が無いであろうとの判断から、設問を削ってはどうかと考えております。

続く、問4の世帯構成につきましても、世帯構成の細かい実態把握が難しく、また、以下の設問との因果関係が少なく、男女共同参画社会についての国の調査でも、世帯構成についての設問が無い場合、同じく、設問を削ってはどうかと考えております。問5につきましては、国・府の男女共同参画社会についての調査にもある項目でしたので、残す方向で考えております。

3ページの問6につきましては、男女共同参画についての各計画や国・府の調査にこの部分も当たってきますので、必須として残す方向で考えております。問7につきましては、15ページの旧問21と同じく男女共同参画社会についての設問内容ですので、問7と旧問21を16ページの問23に集約します。

4ページの問8につきましても、男女共同参画に必須の項目であると考え、残す方向で考えております。問9につきましても、男女共同参画の国・府の調査に該当してまいりますので、残す方向で考えております。

5ページの問10につきましても、男女の家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくための方策ということの調査で残させていただいております。問11－1は、6ページの問11－2と合わせて聞いたら内容的にはカバーできるだろうということで問11－2に集約しております。問12につきましては、各計画に該当しておりますので、必須とさせていただきます。

7ページの問13につきましても、配偶者・恋人等からの暴力についてDV被害等についての事柄でありまして、これも必須の問いとしております。

8ページの問14も、DV被害の詳しい内容を聞く設問となっており、必須とさせていただきます。

9ページの問16についてですが、「困難な問題を抱える女性」についての設問があります。社会生活を送るうえで、女性であることによって直面するさまざまな困難な問題に直面している方々への支援強化の為の設問を新規に設定しております。“困難な問題”の主な内容を設問にあげており、DV被害、ハラスメント、家庭内の暴力・虐待、離婚問題、ストーカー被害、リベンジポルノ等の性被害、経済的困難、家出・住宅喪失の項目をあげておりますが、支援強化の為に設問項目を充実したいと思っておりますので、追加訂正等の御意見をいただけると幸いです。

10ページの問17・18につきましても残す方向で考えております。

11ページの問19は、災害時についての設問ですが、災害対応そのものについての設問なので、必要性が薄いとの判断で、今回は削ります。

一方、防災・災害復興対策での男女に関する、問20は「必須」設問としております。

12、13ページの問21は、この5年の間によく取り上げられるようになった言葉を追加修正しております。

多様性に関する、LGBTQ+、LGBTQ、LGBT・SOGIE、SOGI、ALLY追加修正しております。

また、各種ハラスメントである、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメント、就活ハラスメント、モラルハラスメント、アカデミックハラスメント追加しております。

14ページの問22は、亀岡市の相談室について、それぞれ、どの程度、認知されているかを把握するための設問を新規追加しております。

15ページの旧問21につきましては、3ページの問7と同じく男女共同参画社会についての設問内容ですので、16ページの問23に集約しております。

冒頭で説明いたしました。今年度の調査結果によって「ゆう・あいプラン 2021～亀岡市男女共同参画計画～」の上半期を検証し、今後の施策の方向性を示すために、また、男女共同参画における啓発の普及度、また啓発方法や展開している事業の課題等を把握いたします。

また、併せて実施する「亀岡市人権基本計画策定に向けた市民意識調査」との整合性を図ります。

議題（1）の「亀岡市共同参画に係る市民の意識と実態調査」の実施についての説明は、以上でございます。

～ 質疑応答 ～

委員：設問に「必須」とあるものと「必須」とないものの違いはありますか。

事務局：必須と必須でないものの違いというのは、設問自体が、例えばゆう・あいプランに載っているもの、京都府・国のアンケートと整合性を図るために、設問自体を市の方がアンケート項目に絶対入れなければいけないと考えている項目でございまして、回答いただく方は全部回答いただき、必須でないものについては、例えば内容を変える、追って削除するというのも可能な項目でございます。市民の方に送付する際は、「必須」「新規」という表記を削除いたします。

委員：問1については、性別に関して生物学的な性と社会的な性でそれぞれ回答してもらうのがいいと思いました。これとあわせて、問3・4を聞くことで、回答者のバックグラウンドを知ったうえで、回答者の意見や生活状況について内容がわかると思います。問11-2の前の問11-1については、「4女性が多い職場」と「5男性が多い職場」にいる男性と女性の立場が課題になっている方の考え・感覚だと思うので、その割合を知ることができる問いがあったらいいと思いました。問14で答えた人は、問15に答えなくていいかなという印象を受けたので、問14で答えた人も問15で答えてくださいと付記したほうがいいのではないのでしょうか。問16については、男性にも聞くとややこしくなるということで、女性だけに聞くことにしているのでしょうか。問21については、見づらく感じたので例えば、法律関係や職場関係などジャンルごとに分けて記載するとよいのではないのでしょうか。

事務局：問3・4につきましては、これまでクロス集計しておらず、今後施策を打っていくうえでアプローチの仕方が変わらないと政策として反映しにくいということ、また人権意識は長いスパンで培われていくこと、問4については問の設定が荒いことから、その後の設問とクロス集計していくうえで関係性があまりないと判断しました。

会長：未来の政策・支援対策にも繋がってくるので、問3・4の項目が地域福祉等の実態調査等に含まれているのであれば、削除しても大丈夫かなと思います。問5については職業と聞いているが、正規か非正規か、労働者の立場か、どんな仕事かが混同

しているので、どのようなデータが欲しいかで一度整理したほうが良いと思います。問23については、3つにとどまらず市民が欲しいと考える支援は何個もあると思いますし、市がどれだけ市民の意識を把握するかも大切になるので、(亀岡市人権基本計画策定に向けた市民意識調査との)連携を含めて、丸の数を限定する・限定しないパターンをそれぞれ作ったほうが良いと思います。

委員：問16については、数値をとるためだけなのか、もし当時者が丸を付けたとして、その後フォローを入れていくのか、どのようにお考えでしょうか。また、「困難な女性」の困難の程度について付記したほうが良いと思います。また、職場・家庭についてはあるけど地域に関する選択肢がありませんがいかがでしょうか。

事務局：問16につきましては、まず令和4年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律ができ、同法第7条や第8条より、都道府県はこれに関する基本計画を定めなければならない、市町村は努力義務となっており、京都府につきまして今年3月に基本計画が策定されたため、今後亀岡市もこの基本計画策定について考えていかなければならないということ、あくまで女性に言及したもので行っていきたいということで、この設問を設定いたしました。選択肢につきましても、地域に関することを入れていく方向でさせていただきたいと思います。

会長：問16でいう「困難」とは一体何かということや、困難な問題をどう解決するか、どんな支援や政策があるかご存じない方が多く、そのために次へつないでいただきたい方が多い中でそれぞれが抽象的に「困難な問題」を想像してしまいます。ですので、法律的には「困難な問題」が何か具体的に書いているかと思いますので、そのあたりを一度事務局で整理いただきたい。

副会長：問16に男性は答えなくていいというところが気になった。選択肢10のカッコの中に「生活困窮」を加えるとよいと思います。

委員：アンケートとは異なりますが、そうした当事者の方がこのアンケートへ回答した後の動き(支援体制など)について、ぜひ検討してほしいと思っております。

委員：問16について「見聞きした」などで男性も回答してもいいのではないかと思います。また、これまでの経験ということで回答者が仮に配偶者に見られてしまうと書きづらいので、周囲の女性から見聞きしたが入っているのは良いと思います。また、男性も生きづらさを感じる場面があると思うので、男性にフォーカスした設問もあったほうが良いと思います(例：男性らしさ、大黒柱のしんどさ、加害者になりそう・なった後どうコミュニケーションをとればいいのか等)。「仕事と家庭・ケア責任の両立」という項目もあると良いと思いますのでご検討をお願いします。

副会長：問21については、不同意性交罪(刑法)や共同親権(民法)も加えると良いと思います。(調査対象)2千名については、どこまで深く調査するかにもよりますが、予算も考慮したほうが良いかと思います。

委員：問21については、「選択的夫婦別姓」も加えると良いと思います。また、パタニティハラスメントも加えると良いと思います。各用語については、選択肢4のように説明・解説を加えると良いと思います。

委員：問7と旧問21の問23への集約について、問7では回答者が男女共同参画社会を

目指すために重要と考えていることについて聞いており、旧問 21 では「亀岡市が～」と質問しています。市民や企業、行政の役割がそれぞれある中で、これら 2 つの問いの内容が重複するという理由で、問 23 に集約するのは疑問に思います。問 20 について、選択肢 3「女性」にだけ「女性用品」と記載されていることに違和感を覚えます。選択肢 6「女性の視点」とは何か？女性の視点というよりも、そこ（防災・災害復興対策）に女性たちが運営に関われるかどうか、女性に対するニーズが取りまとめられているかどうかに対応することが大切なので、女性の視点という言葉は曖昧に思います。問 1 について、性別を記入する必要性（調査に必要なクロス集計のため）を明記すべきだと思います。問 11－2 も特定の選択肢を選択した人は問 12 に進んでくださいという表記だとそれ以外の選択肢を回答した人は進まなくていいのかとってしまうので、この注意書きを再考してください。問 22 については、この悩みのときはこの窓口で相談できるなど、相談窓口があることをアピールしたほうが良いとも思います。また、設問数が 2020 年度は 23 問でしたので、今回の案が 20 問ということで、（設問を）3 つ増やしてもよいかと思えます。クロス集計をもう少しかけていくというのも、課題を洗い出すには必要なことかと思えますので、ご検討いただけたらと思います。

それと、亀岡市人権基本計画策定に向けた市民意識調査と合わせて実施されることですが、様式は別ということでしょうか。

事務局：男女共同参画と人権に関する設問はそれぞれ別に、問いごとに集計します。アンケート冊子は 1 つで、現在設問は 40 問程度で考えております。また、回答者には男女共同参画の設問と人権に関する設問がどこまでになるか意識していただく、全問回答していただくよう考えています。

先ほど質問にもございました、問 1 につきましては、意見ございますでしょうか。

副会長：あくまで意識調査なので、実態を把握するようなことではないと思います。カミングアウトさせるようなことそれ自体が人権問題になると思います。

事務局：例えば問 9 や問 10 など選択肢が多い設問について、選択肢を減らす削除するということについてはいかがでしょうか。

委員：問 3・4 については、どこまで分析やクロス集計するかということで、行わないのであれば、私は（削除で）賛成です。問 5 については、どこまでクロス集計するのか、どこまで男女共同参画に関係するのか教えていただければと思います。

事務局：問 3 につきましても、クロス集計したほうが良いという設問があれば、ご指摘いただければ、それはコンサルのほうでもできると思います。

委員：問 8 について、固定的な性別分担役割意識について、説明を入れていただければと思います。また、問 21 に「共同親権」を入れるのであれば、これは原則ではなく選択可能ということを入れていただければと思います。資料 4－2 に、資料 4－1 の目的を入れると回答するモチベーションや回答率上昇にも繋がるかと思えます。この意識調査はいつ依頼されて、回答期限をいつにするのか、調査時期は 11 月頃とありますが、そのあたりどれくらい期間があるのでしょうか。

事務局：そこにつきましては、コンサルとの調整も入っておりますので、回答方法については催促する予定です。

委 員：問１について、生物学上の性と自認する性の両方を書かせることには反対します。

委 員：問１６について、広く実態を把握する趣旨であれば、女性に限定せず見聞きしたなどで男性も回答してもいいのではないのでしょうかという意見や、困難な問題が何かを特定して、具体的に把握するのはまた別の段階に思いますが、そのあたりもう一度教えていただけますでしょうか。

事 務 局：ご意見いただいている中で、この設問は男女問わずクロス集計の中で、女性の部分だけを抽出することもできると思いましたので、あえて分けずに調査しても良いと思っています。

副 会 長：回答にどれくらい時間を要するか事務局のほうで、一度試していただきたい。また、亀岡市人権基本計画策定に向けた市民意識調査と重なる部分もあると思うので、こちらの意識調査についてもどこかのタイミングで共有していただきたい。

事 務 局：また期限を決めて周知させていただくので、ほかにご意見等ありましたら、ご回答いただければと思います。そして、調査項目につきましては、一度会長・副会長に相談のうえ(案を)固めまして、人権の意識調査と合体させたいうえで検討し、市民の方に調査票を送らせていただく際は、委員の皆様にも送らせていただきます。

委 員：統計処理した(意識調査の)結果は公開されますか。

事 務 局：前回と同じく公開したいと思います。

委 員：そうであれば、どこかに「〇年〇月頃、市ホームページ等に掲載を予定しています」と入れたほうがいいと思い、ご提案させていただきます。

事 務 局：それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題（２）「 ゆう・あいプラン２０２１前期実施計画２０２３(令和５)年度実施状況報告」について事務局から説明

～説明後～

ゆう・あいプラン２０２１～亀岡市男女共同参画計画～前期実施計画２０２３(令和５)年度実施状況報告については以上となります。

これで本日予定しておりました議事が終了しました。

また、ご意見等は年末にいただけたと思いますが、もし今何かありましたらお聞きしたいと思います。

委 員：(人権啓発課の)男女共同参画担当がされている事業はしていただけたらと思いますが、ほかの部署が実施している事業については、事業内容として具体的にどのような男女共同参画の取り組みを実施したかを加えていただきたいと思います。合わせて、人権啓発課において男女共同参画にかかる内容なのかを評価したものを実績として掲載していただきたいと思います。

司 会：意識調査に関するご意見につきましては、来週９月６日（金）締め切りでいただけたらと思います。ありがとうございました。

事務連絡ですが、委員会へのご出席に伴う委員報酬については、源泉徴収の上、ご指定の口座へお振込みいたしますので、ご了承ください。

7 閉会

司 会：これにて、第1回亀岡市男女共同参画審議会を閉会といたします。
委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。お忘れ物のなきようお帰りください。